

産業廃棄物処理施設審査基準

(令和元年12月14日改正)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部(正本、写し)そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 産業廃棄物処理施設の設置に係る計画が次の基準に適合するものであること。
 - (1) 最終処分場以外の場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号、以下「省令」という。)第12条及び第12条の2で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - (2) 最終処分場の場合
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
- 3 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び施設の利用者の特性に照らし、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設(病院、保育所、幼稚園、学校及びそれらに類する施設)について適正な配慮がなされたものであること。
- 4 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って、当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 申請者の能力に係る基準
 - ア 当該産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する職員を監督する者が、省令第17条第1号から第3号に掲げる資格を有すること、又は(一財)日本環境衛生センター(神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6)が実施する廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】又は廃棄物処理施設技術管理者講習【管理課程】を修了した者であること。
 - イ 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを、別に定める産業廃棄物処分量の経理的基礎に関する審査基準(以下「審査基準」という。)により確認すること。この場合において、審査基準中、「第10条の5第1号口(2)若しくは第2号口(2)又は第10条の17第1号口(3)若しくは第2号口(3)」とあるのは「第12条の2の3第2号」と、「産

業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を」とあるのは「産業廃棄物の設置及び維持管理を」と読み替えるものとする。

5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2第1項第4号で準用する、第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

（1）法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」の適用については、省令第9条の2第2項第10号で定める書面にて申し立てること。ただし、申請時の聞き取りや立入検査等で精神の機能の障害のおそれが判明した場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果などの「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるもの。（3か月以内に発行されたものに限る。））の提出を求める。

（2）法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60条）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ 法第7条第5項第4号二に掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

オ 廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理

施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合